

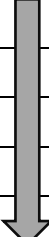
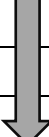
【厚田・浜益訪問介護事業等支援交付金交付要綱の改正について】

■事業の概要

厚田・浜益における安定的な介護サービスを持続するために、当該地域で介護サービスを提供する事業者に対し運営費の一部を補助する交付金制度で、当該地域に居住する市民への介護サービス 1 回の提供につき2,000円を交付しています。

■交付対象者

制度開始の令和4年度の時点では訪問介護事業者を交付対象者としていましたが、次のとおり段階的に拡大してきており、令和8年度からは新たに訪問看護事業者を交付対象に加えました。

	交付対象事業者		
	訪問介護事業 訪問型サービス	居宅介護支援事業 介護予防支援事業	指定訪問看護事業※ 指定介護予防訪問看護事業
	提供市内事業者	提供市内事業者	提供事業者
令和4年度			
令和5年度			
令和6年度			
令和7年度			
令和8年度			

※介護保険法に基づくものに限る

当該地域における介護サービスの低下を招かないよう、今後においても必要に応じた対応を検討していきます。